

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神戸市	西区伊川谷町井吹地区 (永井谷・北別府)	令和4年9月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.93 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.06 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.12 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.68 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.37 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

井吹地区内では、法人化された集落営農組織をはじめ多くの認定農業者及び専業農家が営農を行っており、農地の保全是適切に行われているが、農業者の高齢化や後継者不足等により維持管理が難しくなっている農地もある。また、現在、耕作しづらいエリアにおいては、圃場整備事業を計画通りすすめることが、喫緊の課題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

井吹地区の農地利用については、認定農業者5経営体(うち2法人)、その他農業者5経営体(うち1法人)を中心経営体に位置づける。土地利用型農業として、水稻生産とともに集落内にある畜産農家を中心に飼料用作物生産に引き続き取り組み、集約化による面積拡大を図る。また、都市住宅地に近い地の利を活かして施設野菜等の高収益作物の生産を行っており、これについても集約化による面積拡大を図る。

圃場整備事業の計画エリアにおいては、集落営農組織が経営の中心となり、永井谷・北別府の両地区とも協力連携しながら集約化を進め、効率的な農地運用を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	認定農業者(集落営農・法人) A	水稲・野菜	2.20 ha	水稲・野菜	12.10 ha	
認農法	認定農業者(法人) B	畜産(酪農)	50 頭	畜産(酪農)	50 頭	
		飼料作物	4.01 ha	飼料作物	4.01 ha	
認農	認定農業者C	野菜	1.19 ha	野菜	1.19 ha	
認農	認定農業者D	水稲・野菜	1.68 ha	水稲・野菜	1.68 ha	
認農	認定農業者F	水稲・野菜	1.76 ha	水稲・野菜	1.76 ha	
	農業者G	野菜	0.97 ha	野菜	0.97 ha	
	農業者H	水稲・野菜	3.13 ha	水稲・野菜	3.13 ha	
	農業者I	水稲・野菜	2.23 ha	水稲・野菜	2.23 ha	
	農業者J	野菜	0.13 ha	野菜	0.13 ha	
	農業者(法人) K	野菜	0.77 ha	野菜	0.77 ha	
計	10人		50 頭 18.07 ha		50 頭 27.97 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

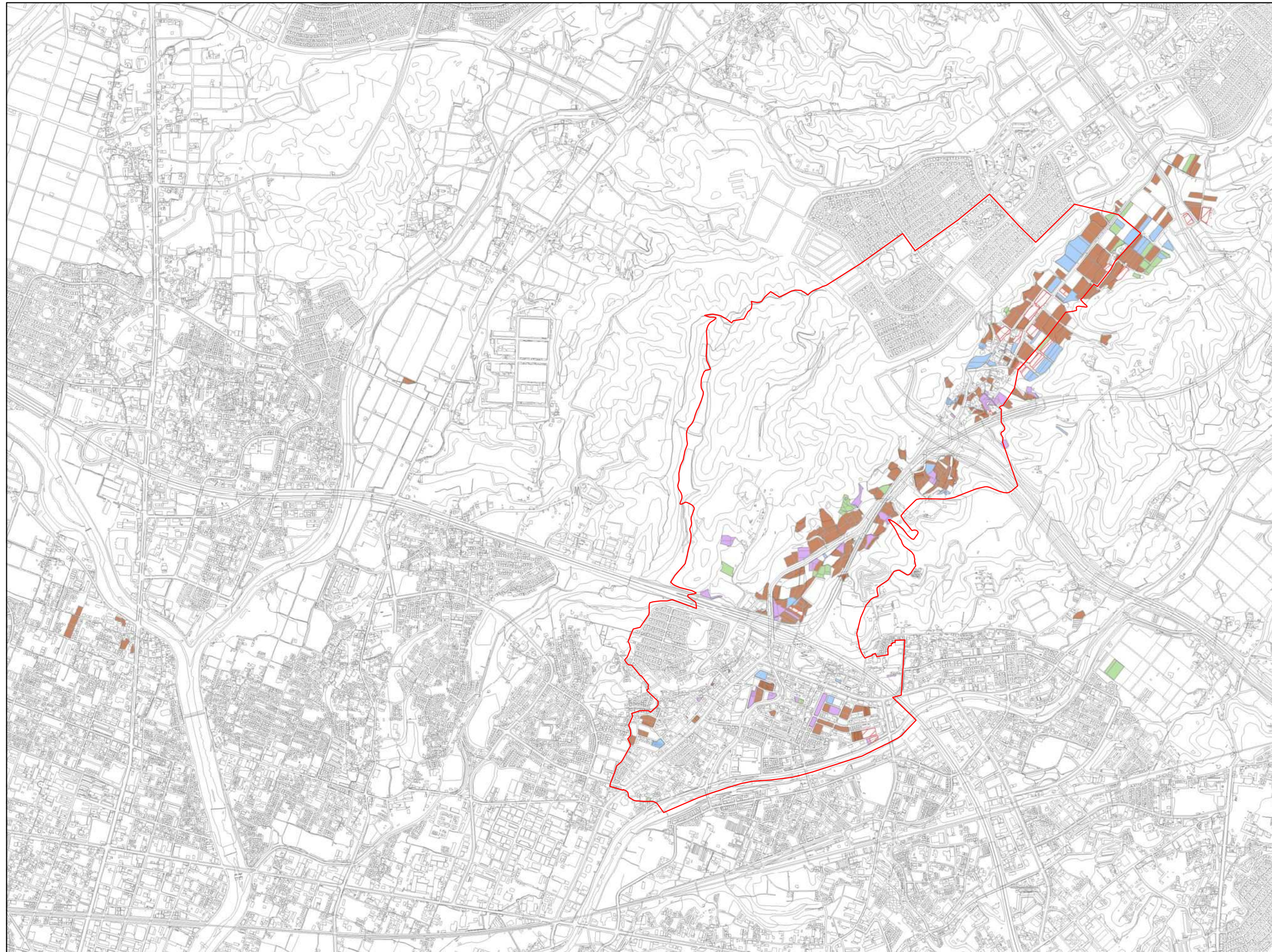
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>今後、貸付け等の意向が確認された農地は、106筆、99,349㎡となっている。</p>
<p>農地の貸借は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用し、集落営農法人はじめ担い手への集積・集約をする。</p>
<p>認定農業者を中心に、収益性の高い園芸施設による野菜などの生産に取り組むとともに、畜産農家による自家利用飼料作物の栽培面積拡大を図る。</p>
<p>集落営農法人は、圃場整備事業が計画通りに進むよう努め、円滑な法人経営に取り組む。工事着手後も活用できる農地において、水稲作物および飼料用作物などの土地利用型作物以外にも、高収益作物を生産するなど複合経営に取り組むとともに、今後は耕作が困難になった農地の受け皿としての役割を担っていく。</p>

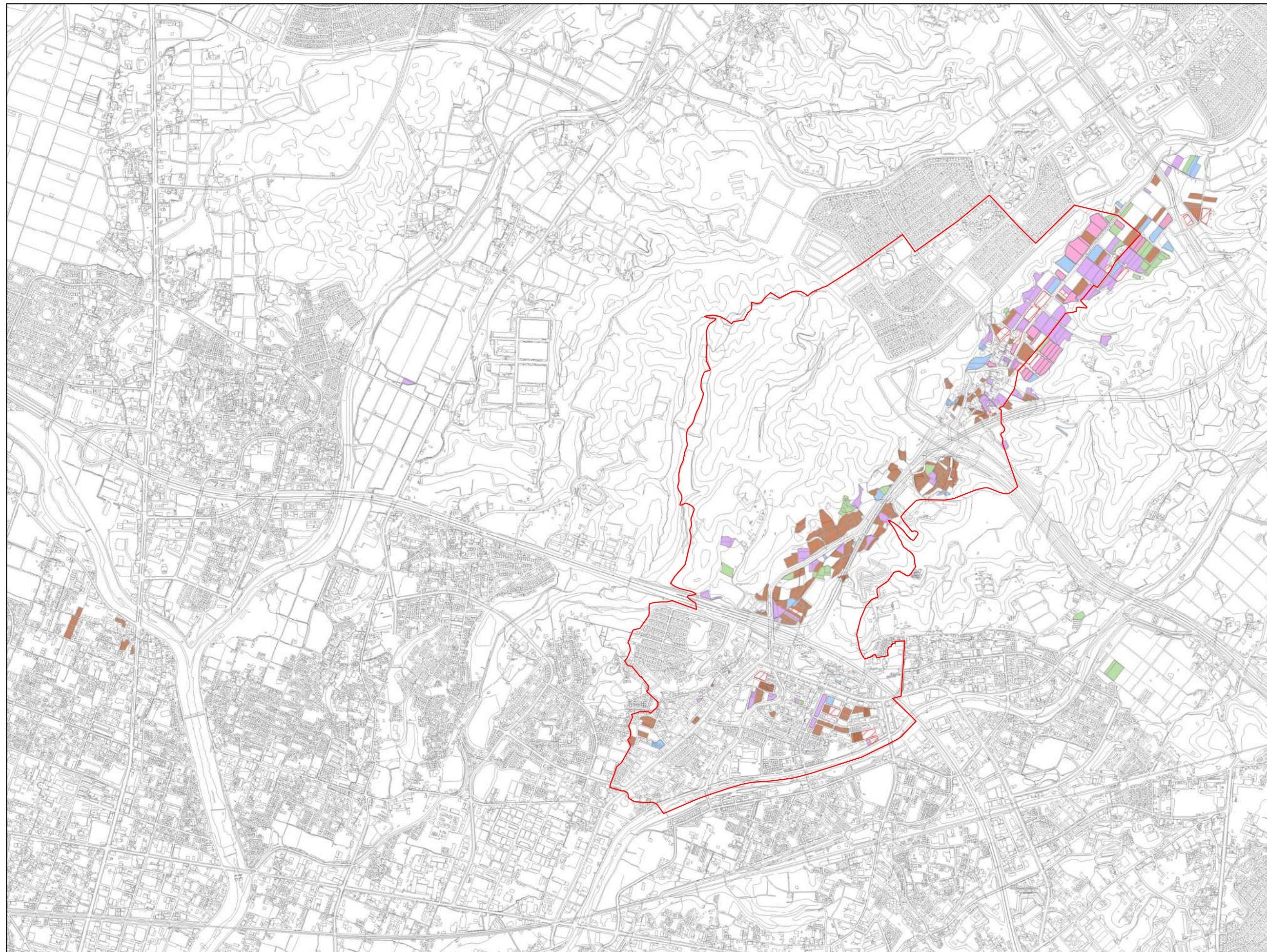
人・農地プラン 【井吹地区(永井谷・北別府)】



凡例

- 農業集落界
- 企業
- 所有者_年齢別
 - 年齢設定なし
 - 10歳代
 - 20歳代
 - 30歳代
 - 40歳代
 - 50歳代
 - 60歳代
 - 70歳以上

人・農地プラン 【井吹地区(永井谷・北別府)】



凡例

農業集落界

企業

耕作者_年齢別

年齢設定なし

10歳代

20歳代

30歳代

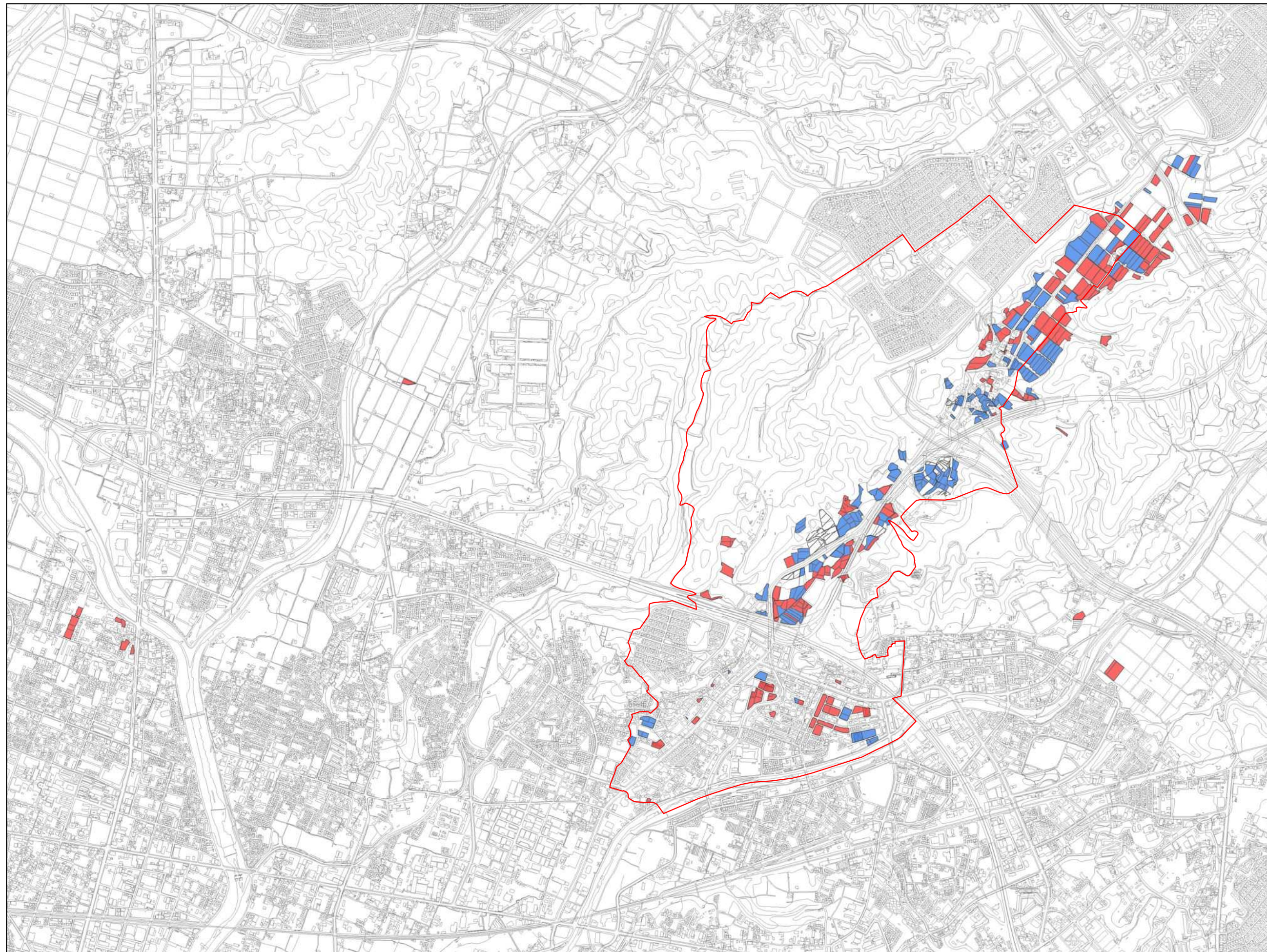
40歳代

50歳代


60歳代

70歳以上

人・農地プラン 【井吹地区(永井谷・北別府)】

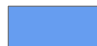


凡例

 農業集落界

後継者の有無

 下記以外

 有

 無